

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成30年7月9日(月) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 10名中9名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊  
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利  
藤 澤 美 芳

欠席委員

久 山 英 之

4. 農地利用最適化推進委員

山 本 満 政 服 部 千 敏 松 本 英 樹 山 本 和 博  
松 尾 頼 男 山 崎 徹 立 岡 元 大 森 一 廣  
田 中 伸 五 梶 原 太 郎 原 田 敏 一 三 浦 義 弘  
鷹 取 美 春 大 森 幹 男 福 池 正 美 藤 原 和 正  
射 越 誠 一 山 本 祐 章 茂 成 和 延

欠席委員

岡 崎 浩

5. 議事に参与した者

事務局長 難波 彰生

事務局 蒲 直之

事務局 久山 貴史

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
(利用権設定)

そ の 他

事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）  
定刻となりましたので、これより平成30年度瀬戸内市農業委員会、第4回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。豪雨災害で被害が出ている方もおられると思いますが、そんなお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本日も数件案件がございますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしく願います。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに太田委員、尾上委員、よろしく願います。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。最初に、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案資料の1頁目をご覧ください。第1号議案農地法第3条許可申請についてでございます。

#### 【1番案件】

譲受人「邑久町山手■■■ ■■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町山田庄■■ ■■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町山手2375」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は157㎡。「邑久町山手2376」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は31㎡。譲受人の農地までの距離は50m。耕作面積は7,673㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」は、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが譲渡人の「■■■■」さんから借り受けて「畑」として耕作しており、今後も引き続き、譲受人が「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の立岡委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【2番案件】

譲受人「邑久町山田庄■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町本庄■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町福中974」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は322㎡。「邑久町福中1042-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は168㎡。「邑久町福中1047-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は224㎡。「邑久町福中1048-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は326㎡。「邑久町福中1051-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は194㎡。「邑久町福中1089-1」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は215㎡。「邑久町福中1090-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は40㎡。「邑久町上山田637」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は131㎡。「邑久町上山田638」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は565㎡。「邑久町上山田639」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は265㎡。「邑久町上山田693-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は330㎡。「邑久町上山田775-2」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は630㎡。「邑久町上山田775-3」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は329㎡。「邑久町上山田783-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,433㎡。「邑久町上山田1539-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は2,914㎡。「邑久町上山田1562-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は691㎡。譲受人の農地までの距離は4,000m。耕作面積は8,777㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲渡人の「■■■■」さんが「田」及び「畑」として管理しており、譲受人の「■■■  
■」さんも同様に「田」及び「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員、梶原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、立岡委員、お願いします。

立岡委員 こちらの案件は、親子間で所有権を移転するものでして、現在も母である譲受人さんが耕作をしておりますので特に問題はないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。続いての2番案件について、大森委員と梶原委員、お願いします。

大森委員 福田地区の部分についてですが、こちらの案件は生前贈与ということで息子に所有権を移転しようとするものです。特に問題はないと思われま。ご審議のほどよろしくをお願いします。

梶原委員 本庄地区の部分も大森委員と同様の説明を受けております。こちらでも特に問題ありません。ご審議のほどをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。  
(意見なし)

- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。  
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。  
(賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。  
続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは議案資料2頁目をご覧ください。第2号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。  
【1番案件】  
譲受人「岡山市南区西市■■■ ■■■■■」。譲渡人「長船町長船■■■ ■■■■■」。土地の所在地は「長船町長船491-1」。地目は「畑」。面積は334㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「木造2階建1棟70.77㎡」、「車庫1棟30㎡」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は借入金が■。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料4ページをご覧ください。備前長船刀剣博物館から東へ約20mのところに位置しております。  
以上、事務局からの説明を終わります。
- 議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。茂成委員さん、お願いします。
- 茂 成 委 員 こちらの案件は、譲渡人の■■■■さんの土地に息子である譲受人の■■■■さんが、住居を建てるというものです。隣に実家があり将来的にもここが適地であるとのこと。排水関係も承諾を得ておりますし、特に問題はないと思われま。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。  
(意見なし)  
はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。  
第2号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。  
続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。  
【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】
- 議長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議長 ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とさせていただきます。
- 事務局 それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事務局 本日追加資料で配布しております、農地利用状況調査実施要領をご覧ください。(資料に沿って説明)
- 議長 また、今後の予定でございますが、8月総会は、8月10日金曜日に予定しており、9月総会は、9月13日木曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。
- 議長 他にご意見・ご質問はありませんか。
- 議長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成30年度7月の総会を閉会とさせていただきます。
- 議長 ありがとうございます。

(午前9時57分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成30年7月9日

議長

署名委員

署名委員